

独立行政法人大学入試センターの減損処理に関する規則

〔平成19年3月30日〕
規則第4号

独立行政法人大学入試センターの減損処理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター会計規則（平成13年規則第54号。以下「会計規則」という。）第41条第2項に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における固定資産の減損処理に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターにおける固定資産の減損処理については、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準によるほか、この規則の定めるところによる。

(対象資産)

第3条 減損対象資産は、会計規則別表第1に規定する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 次に掲げる全てに該当するもの

イ 有形固定資産のうちの「機械及び装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」及び「その他」又は無形固定資産のうちの償却資産に分類されるものであること。

ロ 取得価格が5,000万円未満であること。

ハ 耐用年数が10年未満であること。

二 「構築物」のうち立木竹

三 有形固定資産のうちの「その他」のうち美術品

四 「その他の資産」

(減損の兆候)

第4条 物品供用責任者及び不動産供用責任者は、供用する固定資産の使用状況等を常に把握し、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、財産管理役に報告しなければならない。

2 財産管理役は、前項の報告に基づき当該資産について減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

3 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。

一 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込であること。

二 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込であること。

三 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込であること。

四 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。

五 センターが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。

4 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆

候の有無については、これらの資産を一体として判定することができる。

(認識)

第5条 財産管理役は、次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。

- 一 前条第3項第1号から第3号までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。
- 二 前条第3項第4号に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込があると認められないとき。
- 三 前条第3項第5号に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。

(測定)

第6条 財産管理役は、減損の認識を行った固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。